令和８年度岩手県経営者保証非提供促進資金貸付要綱

第１　目的

この制度は、国の全国統一制度である事業者選択型経営者保証非提供制度が創設されたことを踏まえ、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第２条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）に対し、当該制度を利用する中小企業者が負担する信用保証料の一部を補助する資金の貸付を行うことにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させ、中小企業者の事業の発展を後押しすることを目的とする。

第２　取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第３　貸付対象者

次の１から５までのいずれにも該当する法人である中小企業者。

ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は１から３まで、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は３を問わない。

１　岩手県信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前２年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が２年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。

２　申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

３　次の両方又はいずれかを満たすこと。

（１）　申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でない（注１）こと。

（２）　申込日の直前２期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でない（注２）こと。

４　次の(１)及び(２)について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。

（１）　申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。

（２）　申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

５　保証料率の引上げ（注３）により経営者保証を提供しないことを希望していること。

（注１）　「純資産の額≧０」であること。

（注２）　「経常利益＋減価償却≧０」であること。

（注３）　中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第４条の２第５号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

第４　貸付の条件

１　資金の使途

設備資金及び運転資金とする。

ただし、信用保険法第２条第５項第４号又は第５号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合については、経営の安定に必要な設備資金及び運転資金とする。

２　貸付限度額

１企業につき8,000万円以内とする。

ただし、信用保険法第２条第５項第４号又は第５号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合については、別枠で8,000万円以内とする。

３　貸付期間

10年以内とする。ただし、１年以内の据置期間をおくことができる。

４　貸付利率

貸出時点の利率は、貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間　３年以内　　年2.65％以内

貸付期間　３年超10年以内　年2.85％以内

５　保証人・担保

保証人は、不要とする。

担保は、不要とする。

６　信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

（１）　基準保証料率を次の表に掲げるとおりとし、第３の３（１）及び（２）のいずれにも該当する場合は0.25％を、第３の３（１）又は（２）のいずれか一方のみに該当する場合は0.45％を上乗せした保証料率とする。

基準保証料率

CRD 評点 区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

（注）CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

（２）　法人の設立後２事業年度の決算がない場合は、基準保証料率を年0.95％とし、0.45％を上乗せした保証料率とする。

（３）　信用保険法第２条第５項に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、基準保証料率を第４号にあっては年0.7%、第５号にあっては年0.6％とし、第３の３（１）及び（２）のいずれにも該当する場合は0.25％を、第３の３（１）又は（２）のいずれか一方のみに該当する場合は0.45％を上乗せした保証料率とする。

（４）　中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合は、基準保証料率を年0.95％とし、第３の３（１）及び（２）のいずれにも該当する場合は0.25％を、第３の３（１）又は（２）のいずれか一方のみに該当する場合は0.45％を上乗せした保証料率とする。

７　保証料補給

申込日が令和８年４月１日から令和９年３月31日までのものについて、国が0.05％を補助する。

なお、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

８　償還方法

一括返済又は分割返済による。ただし、一括返済の場合は１年以内の償還とする。

９　その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第５　申込手続

貸付を受けようとする者は、取扱金融機関にその所定の手続きにより申し込むものとする。

ただし、経営安定関連保証を適用する貸付を受けようとする者については、信用保険法第２条第５項第４号又は第５号の規定による市町村長の認定書を加えて添付するものとする。

第６　貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申し込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

第７　貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続により貸付を受けるものとする。

第８　融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより、知事に融資実績を報告するものとする。

第９　取扱金融機関の責務及び報告

１　取扱金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して上記第３の４（１）及び（２）の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について岩手県信用保証協会及び中小企業者と協議を行うものとする。

２　貸付の決定を受けた者が、信用保険法第２条第５項第４号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に定める特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、責務及び報告として次の（１）から（４）までを行うものとする。

（１）　申込金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から５年にわたり、モニタリングを行うものとする。

（２）　申込金融機関は、半期に一度、岩手県信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

（３）　申込金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

（４）　申込金融機関が上記（２）の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第10　要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

別表　取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合